

対日援助審査 勧告（仮訳）

1. 開発協力に関する全般的枠組み

日本がその強固で戦略的な開発協力の枠組の上に一層の構築を行うためになすべき事項：

- 開発効果及び「開発のための政策一貫性」への日本のコミットメントについて具体的に言及するために政策文書を改訂する。その過程で、国会議員や他の関係者の（援助への）実質的な関与を高めることも可能。
- 「開発のための政策一貫性」の政策文書を活用し、政府機関、議会及び広く一般の間に、開発のための政策一貫性に対する認識を高め、理解を深める。また、開発のための政策一貫性に関する政策文書の実施及びモニタリングは、既存の省庁間の調整機能を活用可能。
- 開発のための政策一貫性に関し、政府内でのモニタリング、分析及び報告の能力を強化する。また、日本の政策の開発に対する影響を把握するために、分析能力を有する独立した機関（調査機関、大学）を一層活用する。開発のための政策一貫性向上において得た教訓を他DAC加盟国と共有する。
- 日本独自の経験やドナー社会の教訓を基に書かれた戦略を用いて、紛争国、脆弱国や弱い統治等の状況に適した開発協力を実施する。
- 開発に関する国民の認識を向上させ、より積極的な広報とあらゆる関係者の関与を高めるため、戦略（可能であれば全政府的な戦略）を策定し、十分な予算手当てを行う。

2. 援助量、手段及び配分

公約を達成し、ODAの最大限の効果を達成するために日本がなすべき事項：

- この10年で失った基盤を回復すべく、ODA量増加のための工程表を設定し、国連の対GNI比0.7%目標や他の既存の公約達成に向けた取組を進める。このため、複数年度のODAの枠組及び大まかな配分に関する政治的支持を得る。
- 今後、援助の条件に関するDAC勧告（ODA全体のグラント・エレメント86%以上）を満たすように、ODAのポートフォリオを見直す。
- NGOを支援するために明確な戦略を立て、その中に（i）NGOの支援スキームの調和、簡略化、（ii）日本及び相手国NGOとの対話や関与の拡大の継続、を含める。
- 国際機関への拠出決定の手引きとなる公の戦略を策定する。日本の優先事項に合致し効果的な業務を行っている国際機関へのコア拠出を、イヤーマーク拠出や日本独自の基金よりも重視する。

3. 組織・運営

組織改編の成果をさらに向上させるために日本がなすべき事項：

- 関係機関の水平的及び垂直的役割分担の見直し：即ち、外務省からJICAへのさらなる業務委任、及び外務省及びJICAから現場への更なる権限委譲。
- 無償資金協力、借款、技術協力の3つの主要スキームについて、手続を調和化及び合理化する。無償資金協力についてはサブスキーム、特にNGO支援の様々な手続を調和化及び合理化する。
- 職員の能力向上に取り組む。特に研修を通じて、3スキームを管理し、相乗効果を創出できるように、現場要員の能力を向上させる。日本語を解しない者も含めた現場での全ての主要関係者を

研修の対象とし、必要な資料等を共有する。

- 外務省内の評価担当部署の配置を見直し、評価の独立性を確保するとともに、他省庁の事業の評価も含め、然るべき権限と調整機能を付与する。

4. 成果の向上

前回の援助審査以降の援助効果向上における進展をさらに促進するために日本がなすべき事項：

- 相手国主導のプログラムの中での調整及び協調（アライメント）についての成功事例をより体系的に適用する。すなわち、より多くのプロジェクトを相手国のプログラムに沿った形で行い、適切な場合にはプールファンドの使用を検討する。また、相手国の国家予算に反映される援助の割合を増加させ、将来の支援額を提示する。
- 能力向上の実施及びアセスメントに係る JICA ガイドラインを活用し、(i) 包括的、システム全体を考慮したアプローチを実践し、(ii) 他のドナーと連携し、(iii) 相手国の認識した能力向上の優先順位と課題に一層焦点をあてる。
- アンタイド化の推進を継続し、透明性の向上のため、(i) 技術協力を含む、全ての支援のタイドの状況を報告する、(ii) 契約業者が調達代理としての機能のみを有しているか、案件監理やサービス及び資材の供給者としても機能しているか、を調達ガイドラインで明確に規定する。後者の場合には、タイド援助として報告すべきである。
- 気候変動に関する大規模なイニシアティブの効果を最大限にすべく、他の国際的取組や相手国の取組と十分に調整し、ODAで実施する支援はDACアンタイド勧告に則って実施すべき。
- （インフラ事業など）環境以外の分野での支出において環境問題についても配慮すべく、組織的なアプローチをとる。具体的には、(i) スクリーニング・プロセスを強化し、課題等が適切に確認され、フォローアップされるようにする、また、(ii) SEA（戦略的環境アセスメント）を開発政策／計画／プログラムの策定及びアセスメントで一層活用する。

5. 人道支援

人道支援へのアプローチを強化するために日本がなすべき事項：

- 人道支援は、GHD (Good Humanitarian Donorship) の原則に沿って実施することを確保する。
- 「防災協力イニシアティブ」を補完し、開発目的の平和構築支援とは区別して人道支援の目標を明確にするために、紛争状態における人道支援に関する政策文書を策定する。
- 日本の人道支援の公平性を維持するため、人道支援関係者と防衛関係者との間の対話を更に進める。

(了)